

「計量法施行規則及び特定計量器検定検査規則の一部改正について」

(1) 自動捕捉式はかり等の JIS 改正に伴う引用規程の改正

自動捕捉式はかり、ガスマーター、ジルコニア式酸素濃度計等、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計に係る JIS が改正され、当該計量器の検定や型式承認試験に係る技術基準が見直されたことを受け、計量法施行規則及び特定計量器検定検査規則における JIS の引用規程の改正

【施行日 令和 5 年 7 月 28 日】

(2) 一般計量教習及び一般計量特別教習の受講料の改定

計量法施行規則第 132 条において、一般計量教習及び一般計量特別教習を受講する者は、一月当たり「四万八千四百円」の受講料を支払う旨規定しているところ、受講者が指定的検査機関又は指定計量証明検査機関の職員である場合は、その額を「二万四千二百円」とする。

【施行日 令和 5 年 7 月 28 日】

「自動捕捉式はかりの指定検定機関の指定状況について」

1. (株) 寺岡精工、(株) デジアイズ

令和 3 年 3 月 31 日 「自動捕捉式はかりの指定」

(北海道・東北ブロック・関東甲信越ブロック)

2. (株) エー・アンド・デイ

令和 3 年 10 月 18 日 「自動捕捉式はかりの指定」(すべての地域ブロック)

「車両用はかり以外の非自動はかりの指定」

(関東甲信越ブロック)

3. 大和製衡 (株)

令和 3 年 10 月 18 日 「自動捕捉式はかりの指定」(すべての地域ブロック)

4. アンリツインフィビス (株)

令和 4 年 9 月 30 日 「自動捕捉式はかりの指定」(すべての地域ブロック)

5. 全国自動はかり検定 (株) ((株) イシダ)

令和 5 年 9 月 20 日 「自動捕捉式はかりの指定」(すべての地域ブロック)